

三好氏と戦国期の法華宗教団： 永禄の規約をめぐって

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大阪市立大学日本史学会 公開日: 2024-09-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 天野, 忠幸 メールアドレス: 所属: 日本学術振興会
URL	https://ocu-omu.repo.nii.ac.jp/records/2003382

Title	三好氏と戦国期の法華宗教団：永禄の規約をめぐって
Author	天野，忠幸
Citation	市大日本史. 13 巻, p.33-53.
Issue Date	2010-05
ISSN	1348-4508
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学日本史学会
Description	

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

三好氏と戦国期の法華宗教団

— 永祿の規約をめぐって —

天野 忠 幸

はじめに

法華宗（日蓮宗）や浄土宗、浄土真宗など鎌倉時代に生まれた仏教、いわゆる鎌倉新仏教が、比叡山や高野山など顕密仏教から自立し、教団としての実態を持ち始めたのは戦国時代である。そうした実態に即して、法華宗や浄土真宗について「戦国仏教」とする概念が提唱されている。^①

特に室町時代の首都京都において、法華宗の各門流は有力な町衆の帰依を背景に勢力を拡大し、顕密仏教の代表である比叡山延暦寺や室町幕府をはじめとする武家権力との関係が重要になっていった。

戦国期から豊臣期の京都における法華宗教団の動向を、河内将芳氏の研究よりまとめる^②。京都において信徒を拡大する法華宗は、比叡山と宗教的、思想的に対立するだけでなく、比叡山による末寺化を拒否したため、十五世紀後半より比叡山から度々弾圧を受け、武力によって対抗していくことになる。こうした法華宗と比叡山の対立に対して、

幕府や六角氏などの武家権力は、天文法華の乱や洛中還住問題など、様々な局面で比叡山の立場を擁護した。やがて、永祿八年（一五六五）、將軍足利義輝が殺害され武家権力が混迷すると、法華宗では史上はじめて寺院や門流の枠を越えた一宗としての惣的な結合体として、共有の文書と財産を保有する「京都十六本山会合」が成立する。そして、法華宗教団は、武力（法華一揆）で一方に合力する関係から、贈与経済を媒介に多属的關係を取り結ぶ段階に移行する。しかし、織田信長は、洛中勸進など京都の都市民衆を組織的に把握する法華宗の存在を危惧した。天正七年（一五七九）、信長によって仕組まれていたとされる安土宗論において、法華宗は浄土宗に敗北し、信長に多額の礼金を徴収され、訛証文により存続を許可される存在となった。織田政権は比叡山などを介することなく、法華宗教団との關係を直接規定した。豊臣政権は、安土宗論の訛証文を破棄し、寺院からの訴えや相論などに受動的に対処するのではなく、朱印地を与えるなど積極的な關係構築を図っていく。法華宗寺院は、東山大仏千僧会に「新八宗」の一員とし

て動員される一方で、顯密寺院と同格の地位を得るに至った。

本稿では、比叡山や武家権力と法華宗の対立的な側面が重視される段階に成立した「京都十六本山会合」に着目したい。その前年の永禄七年に法華宗教団内部では一致派と勝劣派の教義上の対立を越えた和睦である「永禄の規約」が、当時京都を支配していた武家である三好氏の調停により成立した。この「永禄の規約」は、「京都十六本山会合」が成立する前提と評価されている。近年、新史料がみつかった「永禄の規約」の成立過程を検討し、法華宗と三好氏双方にとつての意義を確認することで、戦国期における武家権力と「戦国仏教」の関係を再評価したい。

一 「永禄の規約」の再検討

(1) 成立過程の確認

「永禄の規約」とは、永禄七年（一五六四）に京都の法華宗十五本山の間で結ばれた信仰上の取り決めで、教義の解釈による勝劣派と一致派の対立を解消し和睦することを図っていた。

この「永禄の規約」に関しては、一次史料が断片的にしか残っていないことから、従来は寛保三年（一七四三）以前に成立した『本能寺文書』¹「永禄七年和睦之記録濫觴」に多くを依拠してきた。すなわち、永禄七年に京都の本国寺（一致派六条門流）の日勝が両派の相論を三好長慶や松永久秀を介して將軍足利義輝に訴え出て、主に松永久秀の仲介により和睦が成立したと理解されていた。²しかし、この理解は、『本能寺文書』³「両山歴譜」が相論の訴えを永禄六年と記載していること

と整合性がとれず、また後述の【史料1】を永禄七年と比定するなど問題が残っていた。

これに対して、近年、都守基一氏は新史料を発見し、永禄六年ないしそれ以前に発生した関東における宗論が永禄七年の京都における和睦の前提であると主張した。すなわち、都守氏は、元禄三年（一六九〇）以前に書写された岡山県『法泉寺文書』所蔵の妙頭寺（一致派日像門流）旧蔵「永禄之旧規勝劣一致和睦之次第案文」と『本圀寺文書』の一次史料から、上総国東金の領主である酒井胤敏（勝劣派日什門流妙満寺末）が平賀本土寺（一致派日朗門流）の末寺を奪い取った事件に、この宗論は端を発するとしている。⁴都守氏が主張する「永禄の規約」に至る過程をまとめておく。

永禄六年六月、松永久秀は京都の本山妙満寺に対して、檀那の東金酒井氏が平賀本土寺から奪い取った末寺を返還するよう意見し、妙満寺の使者を東金酒井氏に派遣するよう要請した。これを受けた妙満寺は久秀に同意し、「海路等不淳」・「遠路殊乱世」なので、久秀の使者も添えるよう返答した。妙満寺と松永久秀は末寺の返還を要請したが、東金の酒井胤敏は拒否した。逆に胤敏は妙満寺に簡単に久秀の要求に屈するのではなく、「強儀之躰」を要求した。これに対して、妙満寺は東金の酒井胤敏を破門した。こうした状況をみた土気の酒井胤治と平賀本土寺は、本国寺に「一致勝劣和睦」を提案し、薬草院日扇を関東から上洛させた。日扇は十二月に久秀に一致派と勝劣派の和睦斡旋を依頼する。

両派の和睦協議は翌永祿七年に本格化し、四月には勝劣派日隆門流の有力寺院である本能寺と本興寺が和睦の条文を検討し、八月には日珣（一致派中山門流）が堺より上洛し両派の和睦の内談にあたった。そして、八月二十日に京都の三好長慶の被官である今村慶満の宿所で和睦が締結された。九月二日には、京都だけではなく上鳥羽や西岡鶏冠井の一致派の諸寺院や末寺、檀那の武家や商人が参集し振舞いが行われた。九月二十一日には、堺の松永久秀老母の宿所に諸寺が参会した。

従来は「永祿の規約」は武家権力の指示による和睦とされ、法華宗教団にとつては「極めて自主性のない」ものであったと評価されてきた。⁽⁵⁾しかし、都守氏は、関東の法華宗寺院より提案された和睦であることから、その積極性を認め、門流内の東西の友好関係に基づいた自律的なものと評価した。

ただ、都守説に問題が全くない訳ではない。それは、関東の一致派の記録であるという「永祿之旧規勝劣一致和睦之次第案文」に拠っているせいもあるが、京都の法華宗寺院の意向がほとんど不明な点である。妙満寺はなぜ檀那である東金酒井氏の主張を簡単に切り捨てたのか、平賀本土寺はなぜ門流の異なる本国寺に和睦を提案したのか、そもそも関東の寺院の提案によって長年対立していた京都の本山同士が短期間で和睦に向かうのか、説明されていない。また和睦の仲介者となった三好氏は法華宗の外護者とのみ位置づけられ、三好氏にとつて領国の外になる関東の相論を仲裁する意義が見出せない。

そこで、表1として、管見の限り「永祿の規約」に関係する全ての

史料を示し、関東からの訴えに対処した京都の三好氏権力や本山寺院の状況から、「永祿の規約」を再検討していく。

（2）三好氏の調停

まず、従来の研究や都守説で永祿七年（一五六四）と比定されてきた次の三好長慶の書状から検討を始めたい。

【史料1】三好長慶書状（表1-9）⁽⁶⁾

勝劣之諸門徒一味同心之事、此度諸国一致之旨御評定、本寺之面々依支證之儀、連判有之、都鄙和談之處二候以来者、勝劣之諍論堅停止之御事、久秀申渡候、堅御制法可有之由、所被仰下候、近日御使僧可被進候、猶其節可申入候、恐々謹言、

八月七日

長慶（花押）

本国寺

役僧御中

発給者の三好長慶が永祿七年七月四日に死去していることから、従来の説や都守説が比定するような永祿七年ではありえない。そこで、文意を確認すると、長慶は、勝劣派内部の和睦を促し、「諸国」の寺院が一致して同意した上は京都の諸本山で連判状を作成し、「都鄙和談」により相論を停止することを久秀に命じている。こうした内容を一致派の代表寺院である本国寺に伝えていることから、「勝劣之諍論」

	年	月	日	差 出	宛 先	文書名	概 要
20	永禄7	3	6	(松永)久秀	本国寺	本圀寺文書	御内證は吉祥院・太扇坊より聞く、松田一兵衛尉に仰せ聞かす。
21	永禄7	4	8	(本興寺)日諦	本能寺	本能寺文書	本能寺日承(伏見宮家王子)より尋ねられた和睦の第一条の文言の可否について、然るべしと回答した、和睦の暁には妙顕寺が本能寺開祖日隆の位牌を祀ることは祝着の至りである。
22	永禄7	8	7	—	—	本国寺雑用録	和睦案文五ヶ条(後世に作成)
23	永禄7	8	19	沙門日泉	妙顕寺御衆中	妙顕寺文書 「竜華秘書」	当寺と六条門流(本国寺・本満寺)の一和、累年に及び法花寺(妙顕寺)より仰せ蒙る、一儀落居の上は和融あるべしか談合を遂げ子細落着す。
24	永禄7	8	20	妙顕寺役者十乘院日円、 妙覚寺役者蓮乘院日徳、 妙蓮寺役者仏乘院日勝、 妙伝寺役者妙法坊日現、 妙満寺役者真如坊日祝、 妙泉坊役者定泉坊日円、 本国寺役者松林院日叡、 本隆寺役者證誠院日雄、 要法院役者真乘坊日敬、 本満寺役者花藏坊日利、 本禪寺役者集泉坊古政、 頂妙寺役者真乘院日棟、 本法寺役者教行坊日受、 本能寺役者本像院日恵、 立本寺役者正覚院日健	—	本能寺文書	法華宗十五本山連署一致勝劣都鄙和睦之条目、①法花經一部八卷二十八品肝心を以て、上行所伝南無妙法蓮花經、一味同心し広宣流布祈り奉るべきこと、②法理既に一統の上は自讃毀他・私曲謗言は互いに停止せしむべきこと、③諸門和談の間、本末衆徒・檀那、互いに誘取るべからざるのこと、右の条々堅く此旨を守るべし、若し違犯の仁あらば、其寺として沙汰あるべし、許容においては、諸寺の儀をもって申し達すべき者也、仍末代不易連署、如件。
25	永禄7	8	20	(省略)	—	妙顕寺文書 「竜華秘書」	法華宗十五本山連署一致勝劣都鄙和睦之条目写(省略)
26	永禄7	8	20	(花押)、(上書) 「(竹内)季治」	(上書)「学道御中」	本圀寺文書	妙顕寺より一通の改悔の段、久秀・我等申調参るべし、今日御参会本望たるべし。
27	永禄7	8	22	(本能寺)日承	—	妙顕寺文書 「竜華秘書」	諸寺和談珍重、日像菩薩の遺跡として互いに敬い疎略にしない、妙顕寺は日隆の位牌を祀る。
28	永禄7	8	23	妙顕寺十乘院日円	—	本能寺文書「両山歴譜(日唱本)」	日像菩薩の遺跡として互いに敬い疎略にしない、妙顕寺は日隆の位牌を祀る。
29	永禄7	8	23	(松永)久秀	法華諸御寺中	妙顕寺旧蔵16	「諸寺ヨリ礼状之返礼」と後筆、一致勝劣和談の由、当宗繁栄の基で殊勝に存ず、檀代の返礼。
30	永禄7	9	2	—	—	妙顕寺旧蔵17	諸寺衆へ振舞之時到来分、妙覚寺に一致派の僧俗が集まった際の薬草院日扇による振舞。
31	永禄7	—	—	—	—	妙顕寺旧蔵18	雑掌入目、9月2日に妙覚寺に一致派の僧俗が集まった際の薬草院日扇による振舞。
32	永禄7	9	21	—	—	妙顕寺旧蔵19	堺諸寺参会人数、堺南庄松永老母の宿所において諸寺参会、成源寺要行寺、成就寺妙法坊、顕本寺蜜教坊、興覚寺蓮乘坊、経王寺教藏坊、妙法寺法泉院、成就寺円乘坊、本光寺円教坊、妙慶寺実泉坊、妙法寺報恩院、照光寺円珠坊、本成寺一乘坊、本受寺真如院、経王寺教行坊、本光寺慶栄坊、調御寺法泉坊、法花寺真乘坊、興覚寺善住坊、本耀寺善儀坊、本住寺樓泉坊、本教寺善勝坊、法花寺本仙坊、顕本寺定教坊、円明寺善住坊、本伝寺要春坊、多宝寺常寿坊、仏乘院仏蔵坊、弘経寺民部卿、妙蔵寺、妙福寺
33	元禄3以前	—	—	—	—	妙顕寺旧蔵1	和睦に至る年譜と参会相伴の人数、薬草院日扇の活動、永禄6年9月22日に小西発、12月10日に京都着、12月24日に久秀に对面、閏12月8日に八か寺が妙覚寺で衆会、閏12月11日に堺着、1月25日に奈良着、7月28日に妙覚寺で衆会、8月20日に四条今村慶満宿所で諸寺対面、9月20日に妙覚寺において薬草院振舞、一致派の檀那が参会
34	寛保3以前	—	日行	—	—	本能寺文書	「永禄七年和睦之記録濫觴」、本国寺日勝が三好長慶・松永久秀を介し足利義輝に諍論を訴え、義輝は永禄7年7月下旬に両臣に和融を命じる、8月20日に和睦、8月22日に今村慶満の四条館で諸寺の代僧を集め能を興行、「永禄年中松永法理一統之書物等者、其後収諸寺之箱乎」

法泉寺所蔵の妙顕寺旧蔵「永禄之旧規勝劣一致和睦之次第案文」は妙顕寺旧蔵と略

表1「永禄の規約」関係史料

	年	月	日	差 出	宛 先	文書名	概 要
1	永禄6	6	22	松永彈正弼久秀	妙満寺	妙願寺旧蔵2	平賀本土寺の末寺・門徒を返還するよう酒井胤敏(東金)に異見することを求める。
2	永禄6	6	28	楠河内守正虎	妙満寺	妙願寺旧蔵3	平賀本土寺の末寺・門徒、久秀が使者を以て返還を求める、彼国の義は承引なし。
3	永禄6	7	2	妙満寺日慮	松永彈正少弼(久秀)	妙願寺旧蔵4	酒井胤敏(東金)が本土寺の末寺を奪ったことは存知せず、返還のため使僧を下す、楠正虎に申す。
4	永禄6	7	2	妙満寺日慮	楠河内守(正虎)	妙願寺旧蔵5	久秀より使札を預かる、使僧を下すが「海路等不淳」なので、久秀方よりも使者を添えて欲しい。
5	永禄6	7	2	当行事日靖	喜多左衛門尉	妙願寺旧蔵6	久秀より尊書を預かる、使僧を下すが「遠路殊乱世」なので、久秀方よりも使者を添えて欲しい。
6	永禄6	7	5	(松永)久秀	妙満寺	妙願寺旧蔵7	妙満寺が使僧を酒井胤敏(東金)に下すことを了承、上辺迷惑。
7	永禄6	7	5	(楠)正虎	妙満寺	妙願寺旧蔵8	妙満寺が使僧を酒井胤敏(東金)に下すことを了承、上辺申すことに外聞如何。
8	永禄6	7	21	(松永)久秀	本国寺評定御行事・学道御行事	本園寺年譜2・永禄6年条	他寺が法度に背き新儀を立てるのは言語道断で今村慶満と小泉秀清が対処する、支証の案文を披見する。
9	永禄6	8	7	(三好)長慶	本国寺役僧御中	本園寺文書	勝劣の諸門徒が一味同心の事、諸国一致の旨評定あり、本寺の面々が支証に連判した、都鄙和談により勝劣の諍論は堅く停止する事を松永久秀に命じた、堅く制法であるべき由仰せ下された
10	永禄6	9	9	酒井左衛門尉胤敏(胤敏)	妙満寺御行事中	妙願寺旧蔵9	久秀の一書・(妙満寺)使僧のこと承った、弓矢に及んだのは仏法を広めるため、久秀は非難するが私領中に兎角いうのは周代の伯夷・叔済のような仁者ではなく、本土寺の方が理不尽である、本寺(妙満寺)も強儀の跡が肝要である。
11	永禄6	9	14	本土寺日隆	本国寺月行事	本園寺文書	門徒の衰微について申し入れた処、旦方(久秀)と仰合により妙満寺から使僧が下され都鄙面目を施した、(東金の酒井胤敏は)承諾せず師檀の間を切る、酒井胤治(土氣)家中の僧は一致勝劣和融の思いがあり、都鄙調えたい。
12	永禄6	9	14	(本土寺)日隆	妙願寺御同宿中	妙願寺文書「竜華秘書」	門徒の衰微について申し入れた処、松永殿と仰合により妙満寺から使僧が下され都鄙面目を施した、(東金の酒井胤敏は)承諾せず師檀の間を切る、酒井胤治(土氣)家中の僧は一致勝劣和融の思いがあり、都鄙調えたい。
13	永禄6	10	3	妙本寺月行事日休、本門寺年行事日継	本国寺月行事	本園寺文書	一致勝劣和融について前々「取刷」もあったが時節が熟さず中絶していた処、平賀本土寺同諸門徒の志の面々と相談し、上洛する薬草院日扇に同心の文書を預ける。
14	永禄6	12	24	(松永)久秀	本土寺	妙願寺旧蔵10	妙満寺に対する酒井胤敏(東金)の返事や妙満寺の書状は先日下したとおりである、一致勝劣和融は他宗の覚えも第一で高祖の御納も疑いない。
15	永禄6	12	25	(薬草院)日扇	松田一兵衛	妙願寺旧蔵11	奈良で書状を作成した、(久秀へ)取成しを謝す、今度上洛、一致勝劣都鄙一同の和睦、関東より京都諸寺へ書状は久秀の異見に任す。
16	永禄6	12	26	(薬草院)日扇	松田市兵衛	妙願寺旧蔵12	京都諸寺檀方中の書状と使者の下向を謝す、東金の酒井胤敏は談合に応じず、土氣の酒井胤治と義絶に至った、そこで本土寺・薬草院と妙満寺末寺の土氣善正寺と酒井胤治が京都和融に別儀なしと内談した、中山本妙寺・真間弘法寺・池上本門寺・比企谷妙本寺・身延久遠寺も同意しており、久秀を偏に頼む所存である、今までは当宗において諸寺へ異見する檀那がなかった。
17	永禄6	閏12	8	諸寺代妙覚寺日徳	松永彈正少弼(久秀)	妙願寺旧蔵15	「京都諸寺返事」と後筆、一致勝劣和融に入口を謝す、諸寺油断なく相談する、委細は松田市兵衛に申す。
18	永禄6	閏12	9	(薬草院)日扇	松田市兵衛	妙願寺旧蔵13	諸寺の返事は相違なし、扱いにおいては諸宗の嘲笑を止め、仏法の興を恐れる。
19	永禄6	閏12	9	(薬草院)日扇	松田市兵衛	妙願寺旧蔵14	「従京都妙覚寺、多門山へ霜台(久秀)へ案文」と後筆、懇意を謝す、一致勝劣和融の調停・馳走を頼む。

とは勝劣派内部の相論だけではなく、勝劣派によって起こされた一致派との相論の停止も含まれているのであろう。

勝劣派と一致派の争いがおこっていることから、【史料1】は永禄六年に発給されたと考えるのが最も適当であらう。永禄六年の場合、

【史料1】は、関東の一致派の平賀本土寺と勝劣派の東金酒井氏の相論に、松永久秀が妙満寺を通じて対処した後で、関東から一致派と勝劣派の和睦が提案される前の時期にあたり、長慶が勝劣派に和睦を命じるのにふさわしい時期と思われる。

次に、宛先となっている本国寺は、関東で相論を起こしている本土寺とは門流が異なっているが、どのようにかわっていたのかを確かめたい。

【史料2】平賀本土寺日隆書状(表1-11)

就及門徒漸々破衰、不顧外慮、以月行事申入候処、御旦方被仰届候哉、依御判、從妙満寺使僧被指越候、先以天下無人様之心慢相押義、殊都鄙施面目候、偏御恩難謝候、彼旦那本寺儀雖不致承引候、師檀之間相切条不及力候歟、附之酒井惣領中務丞其家中之僧徒共懇志候、彼族等一致勝劣和融之義思寄候、如何可有候哉、尤思召候者都鄙申調度候、当宗雖繁昌候、对諸宗十分一有歟無歟候様、猶其内輪構邪義邪心、論是非事、且者、蓮祖御内証難計、且者他宗之覚不可然候、定而可有異擲候被相押、以満山談合御落着專一候、委曲葉草院可被申候、恐々謹言、

九月十四日

本土寺

日隆(花押)

謹上本国寺

月行事

この【史料2】とはほ同文の妙顕寺(一致派日像門流)に宛てた本土寺日隆の書状が『妙顕寺文書』に残されている(表1-12)。本国寺と妙顕寺は、勝劣派の本能寺と共に天文法華の乱により洛中を追われた法華宗寺院が還住する際に、比叡山と交渉にあたるなど一致派を代表する寺院であった(表2-11・12)。末寺を奪われた本土寺日隆は、三好氏へ訴える際、こうした京都における一致派の結合を頼って、三好氏への取次を両寺に頼んだのであろう。

本国寺宛と妙顕寺宛の相違点は2箇所ある。一つ目は本国寺宛が「御旦方」とされているところが、妙顕寺宛では「松永殿」となっている。二つ目は本国寺宛で「偏御恩難謝候」とあるところが、妙顕寺宛では欠落していることである。松永久秀は本国寺の直接的な檀那であり、本土寺日隆が本国寺のみに謝意を示しているのは、久秀と本国寺の尽力により(表1-8)、長慶が勝劣派に和睦と相論停止を指示した【史料1】を獲得できたためであらう。

すなわち、三好氏は、(表1-11・7)にみるような東金酒井氏の直接の本山である妙満寺と、【史料1】にみるような勝劣派の結合の双方から、東金酒井氏に圧力を加え解決を図ろうとしていた。その執行

が、関東に下された「妙満寺使僧」【史料2】、「霜台御一書」・「(妙満寺)御使僧」【史料3】、「京都諸寺檀方中御一書」【史料4】による末寺の返還要請であった。

こうした三好氏の裁決に対して、東金の酒井胤敏は反発を強めていた。

【史料3】酒井胤敏書状案(表1-10)⁸⁾

依平賀本土寺被^⑧事、從霜台御一書趣具以御使僧被^⑨事條々承屆候、御本寺可被為及御苦勞事、争可存疎意候歟、雖事新申候、拙子曾祖為始清伝入道、代々私領并暫時知音之衆迄より当御門流ニ申儀不改子細候、此度企弓矢御事、併弘仏法申度念望第一候、然処ニ從松彈正貴寺へ書面ニ以理不尽、本土寺僧檀奪取候様ニ被現紙上候歟、若他之知行候者、此儀尤ニ候、私領中ニ御座候而、兎角被仰候、周代伯夷叔済仁者ニ相違候、還而本土寺理不尽与奉存候、御本寺強儀之牒候者簡要候、於兩統可及其相当覚悟候、但如斯之言上若輩ニ思召、背御尊意候者、愚拙事可被為相捨候、万端從^⑩可有尊答候之間、令略候、恐惶謹言、

酒井左衛門尉

九月九日

胤敏^⑪

進上

妙満寺

御行事中尊報

霜台(松永久秀)からの書状や(妙満寺の)使僧によって、末寺の返

還が要請された。これに対して、酒井胤敏は弓矢に及んでまで末寺を奪い取ったことは法華宗を広めるためであると弁明した。そして、久秀が胤敏の「私領中」のことにまで介入したことを、中国の仁者である「伯夷叔済」の例をひき強く批判した。さらに胤敏は、東金酒井氏を弁護すべき本寺の妙満寺が、三好方に与して末寺の返還を承諾した対応を批判し、三好方に「強儀之牒」をとることを逆にと迫っている。

しかし、【史料2】によると、京都の妙満寺の対応は、長慶の相論の停止を受け入れ、東金酒井氏と「師檀之間相切」というものであった。妙満寺は史料の残る永禄六年七月上旬から檀那の東金酒井氏を擁護せず末寺の返還に同意しており、一致派との相論を回避する傾向があった。東金酒井氏は当初から妙満寺に切り捨てられていたのである。これに対して、東金酒井氏と敵対関係にあった土気酒井氏は「一致勝負和融儀」を志向した。平賀本土寺は、土気酒井氏の意向を本国寺が「尤思召」れば「都鄙申調」たいと、行動を開始した。

【史料4】葉草院日扇書状案(表1-16)⁹⁾

京都諸寺檀方中御一書并御使可被指副之段、本望之至候、仍関東之義兩酒井之不和、從去庚申霜月廿五日至于今弥興盛候、依之酒井左衛門尉^(胤敏)知行之内、久秀被仰越候刻、兩酒井法理通用候間、種々談合候キ、雖然左衛門尉一向不致承引之間、土気・東金仏法迄致義絶候、就之土気善正寺別而遂閑談、様牒相調、酒井中務丞^(胤敏)ニ申理候、京都於御和融者、不可有別義候由、堅令内談一書等候

之間、此段中山本妙寺・真間弘法寺・池上本門寺・比企谷妙本寺・身延久遠寺各へ申届候、尤之義御喜悅之上、霜台^(松永秀)へ得御意候之處、無相違御納得、誠広宣流布之瑞相、一宗繁榮先兆目出度奉存候、就中少弼殿^(松永秀)偏奉頼所存非一候、惣別此扱從先々各雖被成御苦勞候、於諸事者、自他之存分有之条、于今無落着候、從御旦方被仰扱候者、無異義可相調候へトモ、今迄於当宗、諸寺へ異見可申入檀那無之故、終無入眼候、今度御存分之通被仰出候者、少々不足之義御座候、必定可有成就之由、都鄙之僧檀存分候間、奉頼候、此旨可然様御披露所仰候、恐々謹言、

極月廿六日

日扇

松田市兵衛殿

御宿所

平賀本土寺は葉草院日扇を上洛させ、関東の状況を松永久秀被官の松田氏に伝えた。まず、「京都諸寺檀方中」からも書状と使者が遣わされたことに謝意を伝え、東金の酒井胤敏が末寺の返還を拒絶したため、関東で土氣と東金の両酒井氏が義絶に至ったことを報告した。そして、土氣酒井氏に相談した上で、この両酒井氏の争いは「京都於御和融者、不可有別儀候」と、京都における一致派と勝劣派の和睦の妨げにならないとの見解を示した。また、中山本妙寺・真間弘法寺（中山門流）、池上本門寺・比企谷妙本寺（日朗門流）、身延久遠寺（身延門流）など関東の一致派諸門流に、一致派と勝劣派の和睦の合意をとりつ

け、勝劣派への和睦の斡旋を松永久秀に依頼した。

葉草院日扇は上洛すると、松永方と交渉にあたる一方で、閏十二月八日には妙覚寺を始めとする京都の一致派諸門流と会合し（表1-17、33）、一致派内部の和睦を推進した。

京都には既に平賀本土寺の訴えを三好氏に取り次いだ本国寺や妙顕寺を中心とし妙覚寺が「諸寺代」（表1-17）を務める一致派の結合体が存在していた。訴えを受けた三好氏は勝劣派内部の和睦を促し、都鄙一致した対応を迫って相論の抑止に努めていた。妙満寺は東金酒井氏を切り捨てる形で解決を図り、京都の檀那の結合体である「京都諸寺檀方中」【史料4】も三好氏の裁許を受け、関東の檀那である東金酒井氏に対処していた。このように、京都で醸成されていた和睦の氣運に、関東でも土氣の勝劣派は東金酒井氏を切り捨てて配慮し、関東の一致派の寺院も勝劣派との和睦へ意見をまとめていく様子が窺える。

こうした状況を踏まえると、関東の両派の和睦の提案は独自のものではなく、京都における和睦の氣運に追従したものであったと言える。ただ和睦の進展には、三好氏の政治力による調停が必要であった。三好長慶の命により、勝劣派内の和睦が進められた。そして、「就中少弼殿偏奉頼所存非一候」、「今迄於当宗、諸寺へ異見可申入檀那無之故、終無入眼候」と、一致派は独自での和睦は不可能と認識し、松永久秀による一致派と勝劣派の調停に大きな期待を寄せていた。同じ永禄六年に京都でおこった本国寺と清水寺の間の山論では、本国寺の檀那である松永久秀が介入して本国寺が勝訴するという事態がおきていた。¹⁰⁾

このような本国寺寄りで活動する久秀に対する期待が、一致派にはあったのであろう。この後、翌永祿七年にかけて、久秀は本国寺から「御内證」を確認するなど、和睦に関する実務を進めていく(表1-20)。

二 京都の法華宗寺院の結合

(1) 「京都十六本山会合」との関連

ここでは法華宗教団において、はじめて寺院や門流の枠を越えた宗派の結合体として成立したとされる「京都十六本山会合」について検討したい。

中尾堯氏は、「京都十六本山会合」の成立と「永祿の規約」の関係について、「永祿の規約」は「京都十六本山会合」が成立する契機となったが、寺院の連帯組織の実態を有するものではないとした¹¹⁾。そして、独自の共有の文書と財産を保有する「京都十六本山会合」の組織を高く評価した。会合組織全体を表す用語としては「諸寺」があり、「諸寺代」・「当番」・「会席」・「会本」などの役職が存在していた。古川元也氏によると、「会合」の重要案件は、武家に対する負担の各寺院への配分の決定であったという¹²⁾。また、河内将芳氏は、堺にも「当番」・「諸寺代」・「其地会合」といった京都と類似した集団や組織が存在していたことを指摘する¹³⁾。

中尾堯氏は、こうした「京都十六本山会合」が成立した直接の動機は、永祿八年(一五六五)五月十九日の將軍足利義輝殺害事件であったとされている。京都における武家の混迷と、それに乘じた親法華の三

好氏とその敵対勢力の六角氏の対立が懸念される情勢が、「会合」の成立を促したとされる。その証拠としてあげられているのが、共有文書である「京都十六本山会合用書類」の中で作成年代が明記された最も古い文書で「会跡要法寺」が本国寺より銭を受け取った永祿八年六月十三日付の「到来帳」¹⁴⁾と、三好氏と六角氏の双方に音信を渡し多方向外交を展開したことが窺える永祿八年八月十三日付の「下行帳」¹⁵⁾の存在である。堺における諸寺院の結合の動機は示されていない。

(2) 軍事的緊張に対する結合体の形成

「京都十六本山会合」が恒常的な結合体と評価されてきたのに対して、戦国期の京都では臨時的な法華宗寺院の結合体も存在していた。戦国・織豊期において武家権力が法華宗寺院の結合体と認識し文書を発給した一覧を表2として示す。

表2によると、法華宗寺院が結合体として現れる時期には、いくつかの画期が設定できる。一つ目は(表2-1-5)の時期である。この時期は、天文元年(一五三二)に蜂起した畿内各地の一向一揆に対抗する形で、京都において法華一揆が成立した¹⁶⁾。天文元年八月七日、一向一揆が来襲するとの風聞がたち、本国寺より柳本氏や京中町人が打ち廻りをおこなったことが法華一揆の初見とされ、本国寺では要害が建設された¹⁷⁾。細川晴元や室町幕府は一向一揆を討つため、本満寺に対して軍勢動員をおこなった¹⁸⁾。「諸法花衆諸檀方中」(表2-3)など檀那方の結合体も成立し、洛中警固を担うなど組織の恒常性も窺える。し

かし、法華一揆が地子不払いを標榜し権門と対立を深めると、天文五年七月の法華宗と比叡山との宗論を契機に、比叡山と六角氏は京都を焼き払い、法華宗二十一本山を追放した。

二つ目は(表2-8-14)の時期である。この時期は、京都を追放された法華宗「十五ヶ寺」が、六角氏の仲裁で比叡山と和睦の交渉をおこなっていた。天文十一年には後奈良天皇より法華宗寺院に対して、洛中還住の勅許が出されたが(表2-6-7)、その実現には比叡山の許可が必要であった。この交渉を担ったのが「十五ヶ寺連署」⁽¹⁹⁾であったが、その実態は、「諸寺代」(表2-11、12)や「惣代三ヶ寺」⁽²⁰⁾と称された本能寺・本国寺・妙顕寺の三か寺であった。この結合体は比叡山との和睦が成立すると、その後活動の形跡は見えなくなる。

三つ目は(表2-15-19)の時期で、六角氏が三好氏と激しく対立し山城に侵攻した。この際、法華宗寺院の「諸寺代」は六角氏方に音信を送り友好関係を保とうとしていた。

【史料5】蒲生定秀副状(表2-19)⁽²¹⁾

(封紙上書)「

蒲生下野入道

諸寺代

定秀

御返報

」

貴札畏存候、仍右衛門督出張之儀付而、早々音信祝着之由候、即以直書被申候、猶為私、能々可申入旨候、随而拙者江扇子代参十正被懸御意、御懇慮難謝存候、自然御用之儀可蒙仰候、委曲御使

僧江申候、猶以中正房江申渡候、恐々謹言、

八月廿日

定秀(花押)

諸寺代

御返報

特に(表2-16-19)は、六角承禎とその側近の三雲賢持、六角義弼とその側近の蒲生定秀という組み合わせで文書を発給し、その内容は法華宗の「諸寺代」という結合体が六角方の「出張」に対して「早々音信」を届けてきたことに対する返礼である。

この四名同時による文書の発給年代であるが、中尾堯氏は『京都十六本山会合書類』に含まれていることと「下行帳」の音信の記載から、永禄八年(一五六五)に比定してきた。しかし、永禄八年に六角方が京都に「出張」した事実はない。そこで発給者の名前や官途の変化から検討したい。

まず、六角義賢と蒲生定秀が出家しそれぞれ「承禎」、「下野入道」となるのは永禄元年であり、六角「義弼」が義治と改名するのは永禄八年九月以降である。この期間に六角氏が京都へ「出張」したのは、永禄元年・四年・五年の三回である。永禄元年は六月八日に勝軍地藏山に出陣しているが、七月中旬には足利義輝と三好長慶の和睦を仲介しているのが、八月下旬にこうした音信が行われる状況にない。永禄五年は三月七日に洛中を占領するが、六月二日には三好氏と和睦して近江に帰国している。それに対して永禄四年は七月二十八日に北白川

表2 戦国・織豊期における京都の法華宗寺院の結合体が受給した文書

	和 暦	史料名	宛 先	文 書 名	概 要
1	天文2.12.5	室町幕府奉行人連署奉書写	諸法花宗中	土御門文書	土御門有春の諸口雑務料安堵、有春への合力を指示
2	天文3.11.25	室町幕府奉行人連署奉書	諸法花宗諸寺中	土御門文書	土御門有春の諸口雑務料安堵、法華宗の違犯停止
3	天文3.12.5	室町幕府奉行人連署奉書	諸法花衆諸檀方中	土御門文書	土御門有春の諸口雑務料安堵、法華宗の違犯停止
4	天文4.9.27	室町幕府奉行人連署奉書	五ヶ寺法花宗中	長福寺文書	寺領安堵
5	(天文5).6.19	木沢長政書状	諸法花衆諸寺御中	座中天文記	当道中の相論、異見し無事に調えよ
6	天文11.11.14	後奈良天皇輪旨写	法華宗二十一寺箇寺御房	両山歴譜:本能寺日唱本	帰洛、再興
7	天文11.11.14	後奈良天皇輪旨写	法ヶ廿一ヶ寺上人御房	両山歴譜:本興寺日心本	帰洛、再興
8	(天文15).6.7	進藤貞治・平井高好連署書状案	諸寺代御坊	本能寺文書	法華宗と比叡山の和睦
9	(天文15).9.28	平井高好・朽木種綱連署書状案	諸寺役者御中	本能寺文書	法華宗と比叡山の和睦
10	(天文15).10.6	平井高好書状案	諸寺役者御中	本能寺文書	法華宗と比叡山の和睦
11	(天文16).6.17	六角定頼書状案	本能寺・法花寺(妙顕寺)・本国寺諸寺代御中	本禅寺文書	法華宗と比叡山の和睦
12	(天文16).6.17	進藤貞治・平井高好連署添状案	本能寺・法花寺(妙顕寺)・本国寺諸寺代御中	本能寺文書、本禅寺文書	法華宗と比叡山の和睦
13	(天文16).7.29	六角定頼書状	諸寺代法鐘坊	本能寺文書	法華宗と比叡山の和睦
14	(天文16).7.29	平井高好添状	諸寺代法鐘坊	本能寺文書	法華宗と比叡山の和睦
15	(永祿4).4.14	六角承禎書状	本国寺・本能寺・妙顕寺諸寺代	本能寺文書	音信返礼
16	(永祿4).8.17	六角承禎書状	諸寺代	京都十六本山会合用書類	音信返礼
17	(永祿4).8.18	三雲賢持副状	諸寺代	京都十六本山会合用書類	出張の儀につき音信返礼
18	(永祿4).8.19	六角義弼書状	諸寺代	京都十六本山会合用書類	音信返礼
19	(永祿4).8.20	蒲生定秀副状	諸寺代	京都十六本山会合用書類	出張の儀につき音信返礼
20	永祿7.8.23	松永久秀書状案	法華諸御寺中	妙顕寺旧蔵16	永祿の規約
21	(永祿8~11).7.6	三好宗潤書状	諸寺代本隆寺	京都十六本山会合用書類	「諸寺」よりの音信返礼
22	(永祿3~11).10.28	松永久秀書状	諸御寺代妙満寺御役者中	京都十六本山会合用書類	「諸御寺」よりの音信返礼
23	永祿11以前.8.23	竹内季治書状	本国寺・妙覚寺・妙満寺役者御中	京都十六本山会合用書類	上行院と談合
24	永祿11以前.8.25	竹内季治書状	本国寺・妙満寺・妙覚寺役者御中	京都十六本山会合用書類	「諸寺」寄宿免許
25	永祿11以前.10.25	竹内季治書状	諸寺代要法寺御役者中	京都十六本山会合用書類	音信返礼
26	元龜2.8.2	室町幕府奉行人連署奉書案	法華宗中	本能寺文書	不受不施許容
27	元龜3.11.23	室町幕府奉行人連署奉書案	法花宗中	京都十六本山会合用書類	不受不施許容
28	天正5.2.1	村井貞勝書下案	法花宗真俗御中	京都十六本山会合用書類	上下京中への勸進禁止
29	(天正8).5.12	織田信長黒印状	諸寺代	京都十六本山会合用書類	祝儀返礼
30	(天正8).5.12	松井友閑書状	諸寺御代中	京都十六本山会合用書類	祝儀返礼
31	(天正9以前).11.1	織田信重書状	諸寺代大雄房	京都十六本山会合用書類	音信返礼
32	(天正9以前).11.1	堀田秀勝副状	諸寺代大雄房	京都十六本山会合用書類	音信返礼
33	(天正13).7.18	前田玄以書状	法花宗中	頂妙寺文書	安土宗論の誓紙棄破
34	(天正15).6.27	豊臣秀吉朱印状	法花宗諸寺代	京都十六本山会合用書類	九州進発の音信返礼
35	天正17.4.28	前田玄以書下案	法花宗真俗中	京都十六本山会合用書類	上下京中への勸進禁止
36	慶長1.12.3	松田政行書状	法花宗中当行事	京都十六本山会合用書類	「惣寺」より音信返礼
37	(文祿4).9.24	前田玄以書状	法花宗惣中	妙顕寺文書	大仏諸宗法事仰付け
38	?12.4	前田玄以書状	法花宗中	京都十六本山会合用書類	松崎良顕の門徒替え
39	?2.10	毛利輝元書状	妙顕寺・本法寺其外諸法華寺中	京都十六本山会合用書類	末寺分国中、疎意あるべからず
40	?4.2	前田秀以書状	法花宗諸寺中	京都十六本山会合用書類	音信返礼

に出陣している。八月五日には大山崎からの音信に対して返礼し、八月十六日には六角氏奉行人の隠岐賢広と蒲生定秀が大山崎に禁制を発給している。^②法華宗寺院も六角氏に音信を送るのに適当な時期である。

よつて(表2-16、19)の発給は永禄四年であり、六角氏による軍事的緊張の高まりに対して、法華宗寺院が結合体を結成したとみられる。

この結合体の中核は、(表2-15)の宛先にある本国寺・本能寺・妙顕寺であった。永禄八年に成立したとされる「京都十六本山会合」の共有文書である『京都十六本山会合用書類』の中に、永禄四年の文書が含まれていることは注目に値する。

京都の法華宗教団は、天文年間より一向一揆や比叡山、六角氏など軍事的危機に対して結合を何度も経験してきた。特に永禄四年の六角氏に対処した法華宗寺院の結合体の存在が窺える文書が、『京都十六本山会合用書類』に保管されていることは、永禄八年の將軍足利義輝殺害事件ではなく、永禄四年の六角氏の京都侵攻が「京都十六本山会合」の成立の直接の契機となったことを示している。

(3) 永禄の規約にみえる結合体

「京都十六本山会合」の会合組織全体を表す用語としては「諸寺」が史料に現れるが、「諸寺」やその代表を示す「諸寺代」という結合体は、天文法華一揆(表2-2)や洛中還住の交渉(表2-8、14)、六角氏との交渉(表2-15、19)にもみえる。そして、「永禄の規約」に至る交渉過程にも、「諸寺」(表1-15、16、18、24、25)、「諸寺代」

(表1-17)、「法華諸御寺中」(表1-29、表2-20)というように度々現れており、法華宗寺院の結合体が既に存在していたことを示している。こうした法華宗寺院の結合体は、「永禄の規約」の調停に当たった三好氏に対して、「樽代百疋」(表1-29、表2-20)などの礼銭を負担していた。

「永禄の規約」の交渉が行なわれていた永禄六年段階の法華宗寺院の結合体の内部構造は不明であるが、「永禄の規約」の成立を祝い、各寺院の代表者が三好氏被官の今村慶満の宿所へ参会した時に、結合体の内部構造が明らかになる。参会した寺院は次の通りである。

A・本国寺、妙顕寺、立本寺、妙覚寺、本能寺

B・本満寺、頂妙寺、本法寺、妙伝寺、妙蓮寺、本隆寺、本禅寺、

妙満寺、要法寺、妙泉寺

(傍線を付した寺院は勝劣派)

参会の日(表1-33)が八月二十日(表1-34)が八月二十二日、参会した人数は(表1-33)ではAグループが三人でBグループが二人となり、(表1-34)ではAグループが二人でBグループが一人となっている。若干の相違はあるが、Aグループの五カ寺とBグループの十カ寺の間に階層差が存在していることがわかる。

Aグループの五カ寺は、天文の法華一揆の段階で登場した「五ヶ寺法花宗中」(表2-4)を構成していたと考えられ、比叡山や六角氏との交渉を担当した「諸寺代」の本国寺・妙顕寺・本能寺の全てが含まれている。本国寺と妙顕寺は一致派を、本能寺は勝劣派を代表していた。この五カ寺は、「洛中洛外図屏風」によると広大な寺域と堀など

の施設を持っていた。また、本国寺は足利義昭と羽柴秀吉、妙覚寺は足利義輝や織田信長・信忠、妙顕寺は羽柴秀吉と前田玄以、本能寺は織田信長というように、京都を支配する武家権力の宿所になっている。

『京都十六本山会合用書類』に含まれている近世文書にも「上五ヶ寺」や「頭五ヶ寺」という表現があり、Aグループの五カ寺の優越性は近世段階においても保たれていたようである。

Bグループの十カ寺は、「永祿の規約」以前は法華宗寺院の結合体を代表する寺院としては現れず、Aグループの五カ寺より下位グループであったといえる。しかし、「京都十六本山会合」の成立後は、本隆寺(表2-21)・妙満寺(表2-22)・要法寺(表2-25)など「諸寺代」を務める寺院も出てきた。「京都十六本山会合」が独自の共有財産を持つようになったことで、Aグループよりも経済基盤が弱いBグループでも結合体を代表して活動することが可能になったのであろう。こうした点は、「京都十六本山会合」の独自の展開といえる。

また、寺院だけではなく、檀那の結合体も存在していた。天文の法華一揆の段階には「諸法花衆諸檀方中」(表2-3)があり、「永祿の規約」の成立前にも「京都諸寺檀方中」(史料4、表1-16)がみえ、「京都十六本山会合」の成立後には「衆檀」²³⁾として現れる。

法華宗寺院の結合体の淵源は、天文の法華一揆段階にまでさかのぼることができ、天文年間から近世に至るまで、結合体内部の寺院の階層性や檀那の結合体の存在などに、一定の共通性や連続性が見受けられる。すなわち、関東より末寺の奪い取り事件の訴えが京都の三好氏

の許にもたらされた永祿六年は、京都の本山寺院の間に結合の気運が醸成されていた時期であった。

三 三好氏の法華宗に対する対応

(1) 永祿の規約にみる三好氏の意図

永祿四年(一五六二)の六角氏の京都侵攻に対して結成された法華宗の本山寺院の結合体は、その後、平時においても恒常的に存続する「京都十六本山会合」に移行していく。その転換点に「永祿の規約」が位置するが、その際に本山寺院間で結ばれた条目から、法華宗寺院の抱えていた矛盾や、和睦の調停をおこなった三好氏の意図を検討していきたい。

【史料6】十五本山連署一致勝劣都鄙和睦之条目(表1-24)²⁴⁾

一致勝劣都鄙和睦之条目

- 一、以法花経一部八卷二十八品肝心、上行所伝南無妙法蓮華経、一味同心可奉折広宣流布之事、
 - 一、法理既一統之上者、自讃毀他、私曲謗言、互可令停止之事、
 - 一、諸門和談之間、本末衆徒・檀那、互不可誘取之事、
 - 右条々堅可守此旨、若有違犯之仁者、為其寺可有沙汰、於許容者、以諸寺之儀可申達者也、仍末代不易連署、如件、
- 永祿七年甲子八月廿日

妙顯寺役者十乘院日円(花押)

(以下略)

一条目は、一味同心して布教に努めることを確認しあったものである。

二条目は、教義が統一された上は他門流を中傷することを禁じたものである。二条目にみる教義をめぐる対立は、過去に単なる相論から合戦に発展したことがあった。明応五年(一四九六)六月二十日に、近衛政家は本国寺より「就宗旨有公事」との連絡を受けた。二十四日には一致派の妙覺寺と勝劣派の妙蓮寺は「就宗旨之儀有問答」とし、「於法文者妙覺寺勝」という次第になった。これにより「妙蓮寺衆令打擲妙覺寺長老」という事態がおこり、二十七日にはついに「合戦」にまで発展した。「今朝可推寄之由風聞」があったため、「武家(幕府)」より下知が成され、双方が宥められることになった。⁽²⁵⁾一致派と勝劣派の教義をめぐる対立は、武力紛争に発展する恐れがあり、武家権力にとっては首都京都における重大な治安問題となっていた。このため、教義による相論自体を抑止する必要があったのである。

三条目は、末寺・衆徒・檀那を奪い取ることを禁じたものである。

これは「永祿の規約」の契機となった東金酒井氏が平賀本土寺の末寺を奪い取った事件に対応するものであったが、その目的は相論の抑止だけではなかった。莊園所職を持たず、末寺・衆徒・檀那に経済基盤の多くを依存する法華宗寺院にとつて、これは重要な財政問題でもあった。本末関係を強化して、それぞれの本山寺院の経済基盤を確立さ

せることなしには、「京都十六本山会合」の独自の財産の形成はできなかったであろう。

本法寺には工芸の本阿弥家、妙覺寺には絵師の狩野家や彫金の後藤家、本能寺には茶屋中島家など、法華宗寺院には特定の有力町衆が檀那として存在していた。しかし、室町段階では個人の信仰が主体で、寺院と檀那の関係はいまだ流動的であった。それが、永祿三年(一五六〇)の後藤家の「家掟」では、妙覺寺が菩提所と定め置かれるようになっており、十六世紀中期は家職集団と寺の関係が固定されていく時期であった。⁽²⁷⁾このように、師檀関係から寺檀関係への変化がはじまっていた。

「永祿の規約」と「京都十六本山会合」の関係を、法華宗寺院側の認識から確認する。本能寺の記録である『両山歴譜』日唱本(京都本能寺所蔵)には「自此時三年一度諸寺会合始云々」、日心本(尼崎本興寺所蔵)には「従是諸本山会合始ル、但シ初ハ三年二一度宛等云々」と記され、「永祿の規約」が結ばれたことが、「本山会合」が定期化していく端緒であったことが記載されている。また、寛保三年(一七四三)以前に成立した『本能寺文書』「永祿七年和陸之記録濫觴」(表1-34)には、「永祿年中松永法理」統之書物等者、其後取諸寺之箱乎」と、「永祿の規約」に関する文書が「諸寺」の箱に収納されていると伝えている。現在の『京都十六本山会合用書類』には「永祿の規約」に直接関係する史料は保管されていないが、近世段階では「永祿の規約」は「京都十六本山会合」の成立を示すものとして認識されていたことが窺える。

こうした法華宗寺院の認識も踏まえると、「永祿の規約」は比叡山

や六角氏など教団外部からの軍事的危機がない平時においても、法華宗寺院の結合体が恒常的に存続するための内部条件を整備したものと位置づけられる。

この後、三好氏は法華宗寺院を個別寺院としてだけではなく、宗派全体として把握していく。永禄八年に將軍足利義輝を弔うため千部經を興行した際、その恩賞として「法花宗廿一ヶ寺」に寄宿免除の特権を与えた。⁽²⁸⁾「永禄の規約」には十五本山しか連署せず、その後も十六本山までしか拡大していないことから、「法花宗廿一ヶ寺」とは京都の法華宗寺院全体を指しているであろう。

次に、和睦締結の場とその立会人についてみてみる。京都では三好氏被官今村慶満の四条の宿所に、十五本山の諸寺の役者が参会し連判した。(表1-33)によると、それは八月二十日のことであり、立会人は竹内季治と今村慶満であったとされるが、(表1-34)によると、八月二十二日のことで、立会人には竹内季治と今村慶満の他に小泉秀清が加わっている。

竹内季治は、当時の本国寺住持であった双樹院日勝の実家である我家の諸大夫であり、京都では有名な法華宗信者として知られていた。

弘治年間からは石清水八幡宮社家の家督争いや出雲富田における座次相論など、三好氏の裁許にも取次として参画するなど、三好氏権力の一端を担っていた。

今村氏は東福寺の北側の大路沿いに今村城⁽²⁹⁾を構えており、慶満は三好氏に属して大和に侵攻し、永禄二年(二五五九)六月には東大寺に

禁制を発給するなど独立した軍事力を保有する存在であった。当時、三好政権下で禁制を発給できたのは三好一族と松永兄弟及び摂津国人の池田氏のみであったので、これらに次ぐ軍事力として在地で認められていたといえよう。弟の政次は「東山汁谷塩合物高荷等諸商売通路上下馬并宿間」を存知し、「今村同名中」という同族組織を形成していた。⁽³⁰⁾今村氏は、京都―伏見―奈良と京都―山科―大津の二つの交通路の合流点で、馬借や問屋を営む存在でもあった。

小泉秀清は、「洛中洛外図屏風」に描かれた唯一の城郭である西院小泉城の城主であった。⁽³¹⁾小泉氏もまた今村氏と同様に三好方に属し、京都をめぐる足利義輝との戦いにおいて大きな役割を果たしていた。⁽³²⁾

こうした立会人の性格や三好氏被官の宿所が連判の場であったことを踏まえると、「永禄の規約」の成立は、京都の法華宗の本山寺院が望んだだけではなく、京都近郊に展開していた三好氏の軍事力によって保障された和睦でもあり、三好氏の意向が反映されていたといえるだろう。

また、九月二十一日には堺南庄の松永久秀の老母の宿所に、堺の二十三ヶ寺二十八名の僧侶が集まり音信を交わしている。かつて天文法華の乱で京都を追放された本山寺院は、堺に避難していた。堺には勝劣派日隆門流京都本能寺末の「南西国末頭」顕本寺や、勝劣派日興門流安房妙本寺末の「中宿」本伝寺など、門流の維持において重要な役割を果たす中本山的な寺院が集中していたのである。

このように京都の今村慶満の宿所と堺の松永久秀老母の宿所における法華宗諸寺院の参会が、京都と堺にそれぞれ「諸寺」の結合体が成

立する前提となつたのであろう。

(2) 法華宗の地位と三好氏の調停の背景

「永祿の規約」の成立に際して、三好氏は京都と堺の法華宗寺院をそれぞれ自らの被官宅に参集させた。三好氏が法華宗教団を統制しようとしていた背景を検討したい。

京都で「永祿の規約」が成立した十六世紀中葉は、畿内の各都市において法華宗の寺院や檀那が勃興してきた時期であつた。京都の後藤・本阿弥・茶屋中島・野本氏などの檀那たちは、天文法華の乱に際して、三千余の兵を率いて比叡山や六角氏と戦つた⁽³⁴⁾。天文法華の乱の後も、畿内の法華宗寺院やその檀那は衰退した訳ではなかつた。兵庫津の久遠寺の檀那である極井氏は金融業などを営んで発展し、近世初期には兵庫津の都市共同体の一つである岡方の名主の地位を独占するに至る。

また、中世後期の尼崎の都市核の一つであり、京都の本能寺と並ぶ勝劣派日隆門流の本山寺院である本興寺は、尼崎の惣社である貴布禰社の敷地に寺内を拡大していた。そして、その敷地の代償として尼崎惣中に多額の資金援助をおこなうなど、経済力を保有していた。

三好長慶はこのような京都の後藤氏や兵庫津の極井氏、尼崎の本興寺など、京都や大阪湾の港湾都市において主導的地位を占めた法華宗寺院や檀那に保護を加えて、畿内の都市に勢力を伸ばしていた⁽³⁵⁾。

「永祿の規約」の成立に尽力した堺の日珖は、阿波から河内に侵攻した三好実休に従軍し、その家臣団より帰依を受けた。日珖もそれに

応え、後に実休の菩提を弔うため堺に妙国寺を建立した⁽³⁶⁾。実休と日珖の信頼関係の背景には、日珖が堺の会合衆の一員である油屋(伊達)常言の子であつたことも看過できない⁽³⁷⁾。実休も兄の長慶と同様に、法華宗との関係を通じて都市の主導者層との関係を強めていたのである。

三好長慶が大阪湾の港湾都市を支配するために保護し、父元長の位牌所として二十五回忌を営んだ堺の顕本寺が属す日隆門流の本山本能寺は、勝劣派の中心寺院であつた。長慶の重臣である松永久秀は前述の通り、一致派の中心寺院である本国寺の檀那である。三好実休の尊崇する日珖は両派の仲介に入つた僧侶である。三好氏権力内の有力者が両派の代表的な寺院の檀那であつたことは、一致派と勝劣派の教義をめぐる対立を越えた和睦を斡旋する際に大きな力になつたことは間違いない。ただ個人の信仰の問題以上に、檀那となつた寺院が勝劣派や一致派の代表的な寺院であつたことや、畿内の諸都市における法華宗の寺院や檀那の地位を踏まえると、法華宗との関係は三好氏にとって領国支配上、重要な問題であつた。三好氏が「永祿の規約」の調停をおこなつたのは、たんに京都の法華宗の本山寺院だけでなく、松永久秀老母の宿所に参会した堺や尼崎⁽³⁸⁾の寺院、さらに檀那層をも含めた包括的な法華宗教団の掌握が目的であつたと考えられる。

また、公家社会においても、法華宗の地位は上昇しつつあつた。戦国期の法華宗寺院の住持の出自を確認すると、妙顕寺には鷹司家・木寺宮・西園寺家、立本寺には九条家、本満寺には近衛家、妙蓮寺には庭田家、本法寺には三条家、本国寺には広橋家・久我家、本能寺には

伏見宮など、多くの公家、それも五摂家など高位の貴族や官家からの入寺が相次いでいた。⁽³⁹⁾法華宗の公家社会への浸透は、やがて法華宗寺院に地位上昇の志向をもたらした。

永禄六年（一五六三）閏十二月、本国寺は將軍足利義輝を通じて門跡の勅許を得ようと奏上した。⁽⁴⁰⁾本国寺のこうした動きは、同じ戦国仏教として勢力を拡大してきた浄土真宗の本願寺が、永禄二年に門跡となつたことを受けてのことでもあつたであろう。しかし、本願寺は比叡山西塔の末寺であつたのに対して、法華宗寺院は比叡山による末寺化を拒否していたため、山門三院・大衆の反発にあり、門跡の勅許は下されなかつた。この際、三好氏は強く本国寺を擁護する対応をとつた。

【史料7】松永久秀書状⁽⁴¹⁾

就本国寺住持門跡事、為上意、御執奏之处、山門江可被成御届之由候、如何在之儀候哉、先年佐々木定頼申暖時之書札も、更加様之儀、不相構事候、若向後申事候者、為此方可申理候、以御執奏之旨、急度勅許候様ニ御馳走所仰候、恐惶謹言、

（永禄六年）
壬十二月十四日

久秀（花押）

勸修寺殿

広橋殿 人々御中

松永久秀は、武家伝奏が本国寺住持（久我通堅の子の双樹院日勝）の門跡成を求める義輝の執奏を比叡山に知らせたことを強く批判し、今後

は三好方の了解を得ることを確認し、きっと勅許が得られるよう仲介にあたるよう伝えた。このような比叡山の介入を拒否し、法華宗側の立場に立つた三好氏の対応は、天文法華の乱や法華宗寺院の洛中還住で比叡山を介した対応をとつた六角氏との間に、大きな段階差を見出すことができる。

本国寺は当時、清水寺との相論や勝劣派との交渉などで、檀那である松永久秀の援助を得ており、門跡問題でも頼みにしていたのである。また、三好氏は義輝が解決できなかった弘治年間の出雲国でおこつた鰐淵寺と安来清水寺の席次相論を朝廷に直接取り次いで解決しており、⁽⁴²⁾義輝とは異なる影響力を朝廷に持つと期待されたと考えられる。

本国寺の門跡成は最終的には失敗に終わるが、三好氏が畿内の都市支配において法華宗を利用するだけではなく、法華宗にも顕密から独立した地位を確保するため、三好氏と結合していく要因があつたのである。

（3）三好氏の対応と織田氏の対応

三好氏は「永禄の規約」の調停をおこない、各門流毎の活動が主体であつた法華宗教団に対して、恒常的に宗派として活動できる要件を整え、「京都十六本山会合」を成立させた。そして、比叡山に対抗する形で法華宗寺院に保護を加えていく。本国寺の門跡成は比叡山の反発により失敗に終わったが、武家権力が戦国仏教と直接関係を取り結ぶという、顕密仏教に対抗的な、新たな関係が築かれようとしていた。

三好氏の後に畿内を支配した織田信長は、元亀二年（一五七二）に比

叡山を焼き討ちに、顕密仏教を武力により屈服させた。そして、天正七年（一五七九）には安土宗論が行われた。法華宗と浄土宗の宗論は、文亀元年（一五〇二）にも、細川政元の前で行われたが、はっきりした勝敗はつかなかった。⁽⁴³⁾しかし、安土宗論では、信長は明確に勝負をつけさせ、法華宗を弾圧する一方で、莫大な札銭を課すことで敗れた法華宗の存続を保障することになった。法華宗は信長に屈服したが、京都（「京都十六本山会合」）および堺の結合体は否定されることなく維持された。

京都と堺の法華宗寺院の結合体は、檀那である京都や堺の都市上層から信長への札銭を徴収しており、両都市に対する信長の間接的な支配の受け皿の役目を果たした。

信長は法華宗寺院だけではなく、禅宗寺院に対しても、寺社内の規約を利用した間接的な支配方式を採用した。

【史料8】織田信長朱印状⁽⁴⁴⁾

妙心寺法度事、長老衆以連署被相定条数、尤神妙、若有猥之輩者、如衆評、任寺法可被行之状如件、

天正十年二月廿八日

信長（朱印）

関山国師

門徒中

信長は、天正六年に妙心寺の長老三十六人が定めた「妙心寺法度」を保障し、妙心寺自身の手で「猥之者」を統制させるとともに、「衆

評」や「寺法」の遵守を命じている。

このように、織田信長は軍事的対立を契機に比叡山や本願寺を、宗論を契機に法華宗諸寺院を圧伏していった。その一方で、「京都十六本山会合」や「妙心寺法度」など、教団内や寺院内の規約を肯定して、自らの支配の枠組みに利用していった点は、「永祿の規約」を調停した三好氏の政策の延長線上にあったといえよう。

ただ、三好氏や織田氏の裁決は、自らの勢力圏にしか及ばなかった。関東における東金酒井氏の末寺奪い取り事件に対して、京都の妙満寺は三好氏の返還要請をすぐに受け入れたが、東金酒井氏は応じなかった。

天文二十四年（一五五五）に、常陸の水戸で天台宗と真言宗の絹衣相論が起こった。この相論は、天台宗と真言宗の院家のみに許可されていた絹衣を、真言宗の僧侶が勝手に着用したために起こった相論である。法華宗の東金酒井氏による末寺奪い取り事件と同様に、現地では決着が付かず、京都に訴えられた。そして、天正四年（一五七六）に信長の朝廷・寺社政策の中で、両宗の本格的な対立を回避するため、真言の一僧侶の問題に矮小化して、正親町天皇の綸旨と信長の朱印状によって裁許された。しかし、その執行は現地の領主である江戸氏に委ねられるしかなかった。最終的な決着は、江戸氏を滅ぼして水戸を領した佐竹氏が秋田に転封されるまで持ち越された。⁽⁴⁵⁾

戦国末期、西国や関東で起こった寺院間の相論は、その地の領主の後押しを受け激しさを増していた。そのため在地では解決が困難で、京都の本山寺院を経て、畿内の武家権力にその対応が迫られた。三好

氏や織田氏は、教団内部の規約を保障することで、本末関係を強化して本山寺院を掌握することで、寺院の編成を進めようとした。しかし、その全面的な解決は、豊臣・徳川政権の全国統一を待たねばならなかったのである。

おわりに

「永祿の規約」は、従来考えられてきたような単なる教義上の取り決めではなかった。永祿四年（一五六一）の六角氏による軍事的脅威への対処として結合体が成立し、京都の寺院の間に和睦の気運が醸成されていった。そうした京都に持ち込まれた東金酒井氏の末寺奪い取り事件は、一致派と勝劣派の対立の激化ではなく、「都鄙」の恒常的な和睦への気運を一層高めた。そして、三好氏の調停と保障により、永祿七年に教義上の相論の停止と末寺・衆徒・檀那の奪い取りを禁じた経済的基盤の安定化を、京都の本山寺院間で取り決めた「永祿の規約」が成立した。これにより、特定の案件にのみ臨時的に成立していた結合体は、「京都十六本山会合」という「宗派」としての恒常的な結合体に転化していった。すなわち「永祿の規約」は、「京都十六本山会合」の前提ではなく、出発点といえる。

「永祿の規約」は、都守説のように関東の寺院からの提案によって成立したのではなく、むしろ京都で先行していた結合体の成立や和睦の気運に、末寺奪い取り事件を契機として関東が追従したものであった。関東からの提案は、和睦の対象を京都だけではなく「都鄙」に拡

大した点に意義があった。

戦国期の法華宗教団は、畿内の諸都市の町衆や公家の信仰を得て社会的地位を上昇させた一方で、内部では各寺院や門流による活動が主体で、外的には常に武家権力や顕密寺院との対立にさらされていた。そうした状況下で、一揆など軍事的な対抗からいち早く方針を転換した。また、結合体の内部構造においても、天文年間には近世段階に見える有力五カ寺とその他の寺院の階層差や檀那の結合体の存在などが確認されるなど、教団の「近世化」に取り組んでいたといえる。

そうした法華宗教団の結合体を平時においても恒常的に維持するための条件を整備した「永祿の規約」に際して、三好氏は単なる調停者の位置に留まるものではなかった。戦国期畿内の諸都市において法華宗寺院やその檀那は主導的地位にあったため、領国支配の問題でもあった。三好氏の被官が立会人となり、被官の宿所に京都と堺の法華宗寺院を参会させたことを踏まえると、三好氏の寺院政策の一環でもあった。三好氏は、比叡山を介さず法華宗教団と直接関係を取り結び、法華宗寺院やその檀那の結合体を間接的統治の回路として都市支配に利用しようとした。また、末寺や檀那を統制することは、本山寺院の経済基盤の保護にもつながり、本山寺院の要望とも一致するところであった。

このように戦国仏教と直接関係を規定し、教団内や寺院内の規約を保障することで、本末関係を自らの支配の枠組みに利用する三好氏の寺社政策は、戦国仏教を顕密体制の枠組みで捉えようとした室町幕府や六角氏の寺社政策からみると大きな転換であり、戦国仏教を顕密仏

教と併置していく織田・豊臣氏の寺社政策とも通ずるところがあった。すなわち、「永祿の規約」をめぐる三好氏と法華宗教団の關係は、室町幕府の寺社政策から統一政権の寺社政策への転換点の一つであったと評価できるのである。

【註】

- (1) 藤井学「近世初期の政治思想と国家意識」(『岩波講座日本歴史二〇 近世二』一九七五年)、湯浅治久『戦国仏教 中世社会と日蓮宗』(中公新書、二〇〇九年)
- (2) 河内将芳『中世京都の民衆と社会』(思文閣出版、二〇〇〇年)、同『中世京都の都市と宗教』(思文閣出版、二〇〇六年)
- (3) 立正大学日蓮教学研究部編『日蓮教団全史 上巻』(平楽寺書店、一九七三年)
- (4) 都守基一「永祿の規約をめぐる中世日蓮教団の動向」(『興風』一八、二〇〇六年)、『法泉寺文書』所蔵の妙顕寺旧蔵「永祿之旧規勝劣一致和睦之次第案文」のマイクロフィルムは二〇〇九年現在、岡山県立記録資料館に移管されている。
- (5) 注(3) 参照。
- (6) 『本圀寺文書』「三好長慶書状」(永祿六年)八月七日付(東京大学史料編纂所影写本)
- (7) 『本圀寺文書』「本土寺日隆書状」(永祿六年)九月十四日付(『大田区史』資料編二)
- (8) 注(4)
- (9) 注(4)
- (10) 『清水寺文書』「手日記」(『清水寺史』三)、『後鑑』所収「広布録」[室町幕府奉行人連署奉書写]永祿六年十月二十四日付
- (11) 中尾堯「寺院共有文書と寺院結合—京都十六本山会合用書類」をめぐる一—(同「日蓮真蹟遺文と寺院文書」吉川弘文館、二〇〇二年、初

出は一九九一年)

- (12) 古川元也「中近世移行期の法華宗寺内組織と檀徒の構造」(今谷明・高埜利彦編『中近世の宗教と国家』岩田書院、一九九八年)
- (13) 注(2)
- (14) 頂妙寺文書編纂会編『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類』四、大塚工藝社、一九八六年)
- (15) 頂妙寺文書編纂会編『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類』二、大塚工藝社、一九八六年)
- (16) 今谷明『天文法華の乱』(平凡社、一九八九年)
- (17) 『二水記』天文元年八月十七日条
- (18) 『本満寺文書』「細川晴元書状」(天文二年)四月七日付(『日蓮宗宗学全書』二二)
- (19) 『本能寺文書』「法華宗十五本山連署申定条々案」天文十六年二月日付(『本能寺史料』中世篇、思文閣出版、二〇〇六年)、山門三院執行代御房宛および六角氏奉行人の平井加賀守(高好)・進藤山城守(貞治)宛がある。
- (20) 『本能寺文書』「法華宗惣代三ヶ寺連署申定条々案」天文十六年月日付(『本能寺史料』中世篇、思文閣出版、二〇〇六年)
- (21) 『京都十六本山会合用書類』(頂妙寺文書編纂会編『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類』一、大塚工藝社、一九八六年)
- (22) 『離宮八幡宮文書』「六角氏奉行人連署禁制」永祿四年八月十六日付
- (23) 『京都十六本山会合用書類』「諸寺代本満寺日順・本法寺某連署書状案」(天正十三年)九月二十八日付(頂妙寺文書編纂会編『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類』一、大塚工藝社、一九八六年)
- (24) 『本能寺史料』(中世篇、思文閣出版、二〇〇六年)
- (25) 『後法興院近衛家記』明応五年六月二十日、二十四日、二十七日条
- (26) 注(2)
- (27) 京都市編『京都の歴史四 桃山の開花』学芸書林、一九六九年)
- (28) 『京都十六本山会合用書類』「松永通書状」(永祿八年)八月二十三

日付〔頂妙寺文書編纂会編「頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類」一、大塚工藝社、一九八六年〕

(29) 〔擁州府志〕

(30) 注(2)

(31) 今谷明「言継卿記 公家社会と町衆文化の接点」(そしえて、一九八〇年)、同「京都・一五四七年」(平凡社、一九八八年)

(32) 〔言継卿記〕天文十八年九月七日、天文十九年三月七日、同年四月四日、同年四月十七日、天文二十一年十一月二十八日、天文二十二年七月二十八日、同年七月三十日条など。

(33) 佐藤博信「中世東国日蓮宗寺院の研究」(東京大学出版会、二〇〇三年)

(34) 〔本能寺文書〕「阿山歴譜(日唱本)」(藤井学・波多野郁夫編「本能寺史料」古記録編、思文閣出版、二〇〇二年)

(35) 天野忠幸「大阪湾の港湾都市と三好政権―法華宗を媒介に―」(『都市文化研究』四、二〇〇四年)

(36) 矢内一磨「堺城國寺蔵「已行記」について―史料研究を中心に―」(『堺市博物館報』二六、二〇〇七年)

(37) 泉澄一「堺中世自由都市」(教育社歴史新書、一九八一年)

(38) 注(4) 〔某書状案〕
就本迹之儀、可被及對論之旨承及候、先年於京都諸寺被仰談、天下一統候之處、只今兎角之儀、尤不可然候、法理之儀与、乍申靜論子細、如何可有候や、若

殿様被開召候者、門徒大切之基候歟、拙者宗旨之儀候へ者、乍斟酌如此候、定而背法度造立之仁、可有之候之間、急度可被仰付事肝要候、就不慮之靜論出来、從宮内卿法印被成御意見候、早々御無事尤候、愚札進上之段、指出迷惑仕候へ共、以先年筋目可申入之由候之間如斯候、尚可得御意候、恐惶、

七月廿日

本興寺殿 御同宿中
恐々謹言

長遠寺 御同宿中

右の史料は、荒木村重によって尼崎に長遠寺の寺内が建立された天正二年(一五七四)以後、宮内卿法印は堺代官松井友閑と考えられることから天正十四年までの間に発給されたと考えられる。尼崎において勝劣派日隆門流の本山である本興寺と一致派六条門流の長遠寺が教義について対論に及ぼうとした時に、「永祿の規約」によって、織田(豊臣か)政権から中止が求められた。

(39) 注(27)

(40) 〔お湯殿の上の日記〕永祿六年閏十二月六日・二十一日・二十九日条

(41) 京都大学文学部古文書室写真帳「京都東山御文庫所蔵文書」二。河内将芳氏より教示を得た。

(42) 天野忠幸「三好政権と將軍・天皇」(『織豊期研究』八、二〇〇六年)

(43) 〔後法興院近衛政家記〕文亀元年五月二十四日(二十九日条、〔実隆公記〕文亀元年五月二十四日条。〔後法興院近衛政家記〕文亀元年五月二十五日条において、本国寺は「当宗勝問答」と言ったのに対し、実隆は「日蓮宗離伏」と書き残している。

(44) 奥野高廣「増訂織田信長文書の研究」(下巻、吉川弘文館、一九七〇年)

(45) 鈴木芳道「戦国期常陸国江戸氏領絹衣相論に窺う都鄙間権威・権力・秩序構造」(『鷹陵史学』二五、一九九九年)

【付記】

本研究は日本学術振興会の科学研究費(特別研究員奨励費)の助成を受けたものです。

(日本学術振興会特別研究員)